

# 参考資料5

## 令和2年度年度計画

### I 令和2年度長野県立病院機構業務運営目標

第3期中期計画の初年度である令和2年度は、診療報酬改定や医師の働き方改革など医療を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、県民の視点に立ち患者に寄り添った、安全・安心で良質な医療サービスを安定的に提供する。

### II 年度計画

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 県立病院が担うべき医療等の提供

##### (1) 地域医療の提供

###### ア 地域医療

各病院は、地域の医療需要に応じた診療体制を整備するとともに、診療機能の充実を図る。

阿南病院及び木曽病院は、関係機関等と連携し在宅医療を提供する中で、地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たす。

信州医療センターは、産科医療体制の充実に努めるとともに、院内助産体制の整備について検討し、木曽病院は、産科医療体制を維持する。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・産後の母親のメンタルヘルスを向上させる「須坂モデル」の普及促進（信州）
- ・常勤医師の確保等による診療体制の充実（阿南）
- ・地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を推進（こども）

#### 【在宅医療件数（訪問診療・訪問看護・訪問リハ）】

（単位：件）

病院名	平成30年度実績	令和2年度目標
信州医療センター	7,588	8,260
こころの医療センター駒ヶ根	1,681	1,920
阿南病院	2,293	3,108
木曽病院	4,927	5,000
こども病院	—	180

#### 【分娩件数】

（単位：件）

病院名	平成30年度実績	令和2年度目標
信州医療センター	186	250
木曽病院	105	108
こども病院	295	300

#### イ へき地医療

阿南病院及び木曽病院は、へき地医療拠点病院として、救急医療体制を含めた地域住民への医療提供体制を維持するとともに、関係機関等との連携のもと、無医地区への巡回診療を行う。

へき地診療所からの要請に基づき医師を派遣する等の支援を行う。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・地域の医療、保健及び福祉関係機関との連携強化による無医地区の医療機能の充実（阿南・木曽）
- ・へき地診療所（木曽町みたけ診療所ほか）への代診医の派遣（木曽）

#### 【巡回診療実施体制】

病院名	平成30年度実績	令和2年度目標
阿南病院	26回（75人）	26回（75人）
木曽病院	24回（34人）	24回（48人）

#### (2) 高度・専門医療の提供

##### ア 感染症医療

信州医療センター及び木曽病院は、県が行う感染症対策と連携し、感染症の発生予防やまん延防止を図るとともに、感染症発生時においては、早期に適切な医療を提供する。

信州医療センターは、県の感染症医療の拠点病院として、感染症に対し適切な診療を提供するほか、感染症発生時に迅速な対応ができるよう定期的に受入訓練を実施するとともに、教育機能の拡充及び医療機関、地域住民への最新情報の発信に努める。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・海外渡航者外来での海外赴任者等に対するワクチンの予防接種及び帰国後の輸入感染症への対応（信州）
- ・第一種感染症指定医療機関として集団発生等に適切に対応するため、受入訓練を実施（同上）

#### イ 精神医療

こころの医療センター駒ヶ根は、県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。

- ・精神科救急医療の常時対応型病院として、24時間体制の精神科救急・急性期医療を行うとともに、m-ECT（修正型電気痙攣療法）等の先進的な専門医療を充実する。
- ・県全域を対象とした児童・思春期、青年期の精神疾患の専門医療機能を充実させる。
- ・アルコール・薬物・ギャンブル等多様な依存症の専門医療機能の強化や医療従事者等への研修の充実を図るほか、ゲーム依存症の診療体制を整備する。
- ・心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）に基づく指定入院・指定通院医療機関を運営し、同法の処遇対象

者が社会復帰するために必要な医療を行う。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・m-ECT（修正型電気痙攣療法）治療の充実とセンター化に向けた施設改修
- ・児童・思春期、青年期までの医療提供のため専門病棟の新設に向けた検討
- ・ゲーム依存症対応のため会議の設置、治療体制の整備
- ・ギャンブル等依存症治療プログラムの開始
- ・依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定

#### ウ 高度小児医療、周産期医療

こども病院は、県における高度小児医療・総合周産期医療を担う病院として、次に掲げる医療を提供する。

- ・高度小児医療の中核病院として診療機能を強化させるとともに、全県的立場で小児重症患者の医療体制を充実する。
- ・小児在宅医療の支援体制の充実のほか、信州大学医学部附属病院等と連携した成人移行期患者に対する継続的な医療の充実に取り組む。
- ・県の総合周産期母子医療センターとして、県内産科医療機関との連携を図りながら胎児診療を含む周産期医療の維持・向上に努める。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・小児神経難病治療センターの開設
- ・小児の先制医療の推進（小児がん経験者の晚期合併症早期発見のための検診の充実）
- ・当院の得意分野を充実させ、最近の小児患者のニーズに対応した診療体制の構築（例：頭の形外來）

#### エ がん医療

質の高いがん医療を提供するため、がん診療連携拠点病院との連携を強化し、がん診療機能の向上に努める。

信州医療センターは、内視鏡センターの充実強化を図り、木曽病院は、地域がん診療病院として、がん患者の診療及び相談支援体制の充実に努める。

こども病院は、小児がん診療機能の向上を図るとともに、小児がん連携病院として、小児がん拠点病院と連携して診療体制の整備に努める。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・ピロリ菌専門外来の利用促進と検査の積極的な広報（信州）
- ・地域がん診療病院としての診療機能を充実させるため歯科口腔外科の開設（木曽）
- ・がん患者への適正な生殖医療の提供や就学・就労支援体制の構築（こども）

#### (3) 災害医療等の提供

長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすため、木曽病院は災害拠点病院及びDMA-T（災害派遣医療チーム）指定病院として、こころの医療センター駒ヶ根はDPAT

(災害派遣精神医療チーム) 登録病院として、適時適切な医療活動を行う。

他の県立病院においては、関係機関からの要請に応じた職員の派遣や患者の受け入れ等、適切に対応する。

各病院は、災害発生時において必要な医療を確実に提供するため、電子カルテデータのバックアップのほか、災害時における医療提供体制を整備する。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・災害時における DMAT (木曽)・DPAT (駒ヶ根) 等による適時適切な医療活動
- ・井戸水の浄化設備を整備し災害拠点病院としての機能を強化 (木曽)

#### (4) 認知症の専門医療の提供

こころの医療センター駒ヶ根は、地域型認知症疾患医療センターの指定に向け取り組むとともに、地元市町村、関係機関等と連携し、認知症に関する専門医療・専門相談を提供する。

阿南病院及び木曽病院は、認知症に対する医療需要へ対応するため、診療及び患者や家族の相談・支援体制を充実する。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・認知症の専門医療・専門相談の実施及び支援体制の確立 (駒ヶ根)
- ・専門医師による診療 (阿南) 及び臨床心理技術者の確保 (木曽) 等による認知症医療の充実

#### (5) 介護サービスの提供

阿南介護老人保健施設、木曽介護老人保健施設は、適切かつ充実したサービスを提供する。

阿南病院は、訪問看護ステーションの開設により地域の在宅介護の提供体制を充実させ、木曽病院は、介護医療院の運営を行い介護ニーズに適切に対応する。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・訪問看護ステーションの開設及び安定的な運営 (阿南)
- ・介護医療院、介護老人保健施設及び地域包括ケア病棟の役割分担の明確化と効果的な活用 (木曽)

#### 【訪問看護ステーション利用者数】

病院名	平成30年度実績	令和2年度目標
阿南病院	1,047人 (病院の訪問分のみ)	3,108人

## 2 地域連携の推進

#### (1) 地域医療構想への対応

地域医療構想を踏まえ、地域医療構想調整会議における議論を通じて、地域における医療連携体制の強化について検討し、県立病院としての役割・使命を果たす。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・地域包括ケア病床の開設による病棟の再編成（阿南）
- ・地域医療構想を踏まえた病院機能の再編（239床→199床）（木曽）

### (2) 地域包括ケアシステムの推進

地域の実情に応じた医療・介護ニーズに適切に対応するため、関係機関等と連携し、在宅医療に積極的に取り組むとともに、地域における各病院の立ち位置に応じて地域包括ケアシステムにおける役割を果たす。

こころの医療センター駒ヶ根は、精神障がい者の地域生活を支援する体制を強化し、こども病院は、小児の訪問診療を充実する。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・措置入院者退院支援計画作成への参画（駒ヶ根）
- ・精神科訪問看護ステーションの設置に向けた検討（駒ヶ根）
- ・訪問診療センター・訪問ケア科による小児の訪問診療を充実（こども）

### 【紹介率及び逆紹介率】

病院名	平成30年度実績		令和2年度目標	
	紹介率	逆紹介率	紹介率	逆紹介率
信州医療センター	59.6	15.4	59.7	16.5
こころの医療センター駒ヶ根	51.5	51.7	52.0	36.0
阿南病院	20.3	13.0	21.5	13.5
木曽病院	27.0	18.1	26.0	17.0
こども病院	74.0	73.9	77.0	73.9

### (3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進

各病院は、市町村、保健福祉事務所、児童相談所等の関係機関やN P O等と連携し、児童虐待への対応や発達障がい児、医療的ケア児への支援等に取り組む。

市町村等が行う健康増進施策と連携した疾病予防及び母子保健、地域のニーズに応じた健康寿命の延伸に資する取組や地域の福祉関係機関等が行う退院後の支援等に対し、積極的に協力する。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・児童相談所・要保護児童対策地域協議会等と連携し児童虐待や自殺企図児童などの緊急入院に対応（駒ヶ根）
- ・市町村と連携し対策型胃内視鏡検診・大腸内視鏡検診の啓発の実施（信州）
- ・信州母子保健推進センターとの連携による保健師、助産師の育成（こども）

### 【内視鏡検査件数】

病院名	平成 30 年度実績	令和 2 年度目標
信州医療センター	7,013	8,000

## 3 医療従事者の養成と専門性の向上

### (1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成

各病院は、特色を活かした臨床研修プログラムやシミュレーション教育を充実させ、研修指導体制を強化するとともに、積極的な広報活動と県立病院間の指導医連携を推進し、医学生、初期臨床研修医及び専攻医の受入れと育成を行う。

信州医療センターは、総合医の養成に取り組み、こころの医療センター駒ヶ根は、児童精神科医の育成に努める。

本部研修センターは、信州医師確保総合支援センター分室として、県との連携を強化し、医療職を目指す地域の中高生、医学生や医師を対象とした研修を充実する。

### 【令和 2 年度に推進する事項】

- ・初期研修医制度の精神科必須化への対応（駒ヶ根）
- ・新専門医制度に対応したプログラムにより総合診療医の養成と定着を支援（信州）
- ・医学生や初期臨床研修医等を対象としたシミュレーション教育の充実（研修セ）
- ・医師確保推進のための医学生対象県立病院機構病院説明会の開催（研修セ）

### (2) 機構職員の養成

全職員を対象とした研修体系の評価と見直しを継続的に行い、研修の充実を図ることにより、職員の知識、技術、資質の向上を図る。

医師、看護師、医療技術職員等の認定資格の取得を推進する。

信州医療センターは、機構本部と連携し、指定研修機関として特定行為ができる看護師の養成を進める。

### 【令和 2 年度に推進する事項】

- ・シミュレーション教育指導者委員会による指導者連携と教育の充実（研修セ）
- ・精神科認定看護師の養成（駒ヶ根）
- ・在籍医師の専門医・指導医資格の取得奨励及び支援（木曽）
- ・指定研修機関として特定行為ができる看護師の養成（信州）及び特定行為研修のサポート（研修セ）
- ・全職員を対象とした研修の充実及び新卒事務職員研修の充実（研修セ）

### (3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献

本部研修センターは、県内外の医療機関等と連携し、シミュレーション教育を活かした研修会、講師派遣等を実施するとともに、同センター木曽分室・こども分室における研修の更なる充実を図り、県内医療従事者の技術水準の向上に向けて取り組む。

医療従事者の育成に資するため、医療関係職種の各養成所からの要請に基づき職員を講師

として派遣するとともに、学生の実習受入れ等を積極的に行う。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・ホームページを活用したスキルスラボ等の利用促進（研修セ）
- ・県内の医療従事者を対象とした感染症センター（信州）、精神科研修・研究センター（駒ヶ根）、小児・周産期薬物療法（こども）等の研修の実施

#### (4) 信州木曾看護専門学校の運営

看護基礎教育の質を確保し、県立病院の持つ医療資源を活かして、地域医療、高度・専門医療等に幅広く対応しうる看護人材を、安定的かつ継続的に育成する。

看護教員の確保に向け、看護教員養成講習会を受講させる。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・令和4年度開始の改正カリキュラムに備えた学校運営
- ・入学生の質及び数の確保と看護教員の安定的な確保

### 4 医療の質の向上に関すること

#### (1) より安全で信頼できる医療の提供

各病院が連携して医療安全対策を推進し、各病院の医療安全の標準化と質の向上に努める。

院内感染防止のため、県立病院間で情報の共有化を図りながら、発生予防と拡大防止対策を推進する。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・医療安全相互点検の実施及び医療安全管理研修会の開催
- ・感染症発生時を想定した院内及び関係機関との伝達訓練の実施

#### (2) 医療等サービスの一層の向上

患者満足度調査により患者及び家族の要望・要求を把握・分析した上で、よりよい患者サービスの提供に努める。

患者の病院選択に資する臨床評価指標及び医療の質の評価指標の提供や、A C P（アドバンス・ケア・プランニング）の実践に向けた検討等、患者サービスの一層の向上に努める。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・医療の質の向上と病院運営の透明化のため病院機能評価の更新（駒ヶ根）
- ・患児の適性に配慮した就学、就労サポートを実施できる窓口の開設を検討（こども）

#### (3) 先端技術の活用

訪問診療等における遠隔診療の実施や、電子カルテの相互参照、モバイル端末による医療従事者間の情報共有等、医療分野における先端技術の活用により、医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能の充実を図り医療・介護サービスを提供する。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・外来の一部診療科でタブレットによるAI問診サポートの導入の検討（信州）
- ・モバイル端末の活用による医療従事者間の情報共有の推進（阿南・木曽）

#### (4) 信州大学等との連携

こころの医療センター駒ヶ根及びこども病院における信州大学との連携大学院教育等により、職員の研究活動を推進し専門性の高い医師等の養成を行う。

県と信州大学との地域医療の推進に関する覚書に基づき、県立病院と信州大学医学部附属病院との電子カルテの統一等について検討する。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・「子どもの心の診療ネットワーク事業」による児童精神科医の育成（駒ヶ根・こども）
- ・連携大学院教育による勤務医の博士号の取得及び職員の研究活動の促進（同上）

#### (5) 医療に関する研究及び調査の推進

臨床研究を推進して研究機能を向上させ、医療技術・医療水準の向上に努める。

病院機構が行っている取組や研究の成果を、テレビや新聞、ホームページ、公開講座等を通じて広報する。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・科研費の活用による研究の促進と最先端医療に対応できる人材の育成（こども）
- ・県立病院の担う医療、各種データ、研究成果等を網羅した「機構年報」の発刊

## 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 業務運営体制の強化

医療組織に適した人事評価制度を構築するとともに、医療環境の変化に柔軟に対応し、医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進める等、的確な組織・人事運営を行う。

職員満足度調査等を活用し、職員が意欲を持って働くことのできる職場環境の整備に努める。病院運営に一体的に取り組むため、経営状況や経営改善の取組について情報共有に努める。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・職員の人材育成に主眼を置いた新たな人事評価制度の試行的な導入
- ・時間当たり採算指標等を用いた職員の経営参画を促す仕組みの構築（木曽）

### 2 働き方改革への対応

医師の健康確保と地域医療の確保の観点から、訪問診療時に利用可能な遠隔医療等の先端技術の活用や、他職種へのタスク・シフティング（医行為の一部を他の職種へ委譲すること）、交代制勤務の導入等、職員の働き方を工夫する。

職員の総労働時間の短縮等、適正な労務環境の整備に努める。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・働き方改革の宣言と基本理念・基本方針の整備、取組みの検討（駒ヶ根）
- ・電子カルテの更新に併せた先端機器による遠隔診療の検討（阿南）
- ・看護師の夜勤回数の適正化と医師勤務の2交代制検討（こども）

### 3 職員の勤務環境の向上

業務の見直しや効率化の取組等により労働時間の適正な管理や有給休暇の取得促進を図るほか、仕事と生活の両立に向けた働き方への支援や職員相談体制の強化等により、職員が生活との調和を図りながら、やりがいや充実感をもって働くことのできる職場環境の整備を推進する。

### 【令和2年度に推進する事項】

- ・医療の質と経営的な視点を両立させる適正な看護師数の検討
- ・「こころの相談室」に精神科医・リエゾン精神看護師を配置し、職員の心のケアの機会を拡充（こども）

## 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 経常黒字の維持

経営基盤の確立を目指し更なる経営健全化に努めるとともに、本年度の損益計算において経常収支比率を100%以上とする。

今後必要となる設備投資を考慮し、適切な資金計画を策定する。

#### 【経常収支比率】

(単位：%)

病院名	平成30年度実績	令和2年度目標
病院機構全体	101.8	100.3

#### 【医業収支比率】

(税抜、単位：%)

病院名	平成30年度実績	令和2年度目標
信州医療センター	88.4	85.8
こころの医療センター駒ヶ根	66.6	62.1
阿南病院	58.7	51.2
木曽病院	79.8	77.3
こども病院	82.7	77.1

## (1) 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額 (税込)
収入	
営業収益	24,012
医業収益	18,162
介護老人保健施設収益	365
看護師養成所収益	20
運営費負担金収益	5,237
その他の営業収益	228
営業外収益	475
運営費負担金収益	273
その他の営業外収益	202
資本収入	2,440
長期借入金	2,424
その他の資本収入	17
その他の収入	0
計	26,927
支出	
営業費用	22,289
医業費用	21,381
給与費	13,033
材料費	4,486
経費等	3,772
研究研修費	90
介護老人保健施設費用	419
看護師養成所費用	150
一般管理費	339
営業外費用	364
資本支出	5,359
建設改良費	2,440
償還金	2,910
長期貸付金	8
その他の支出	0
計	28,012

注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

## [人件費の見積り]

総額 13,725百万円を支出する。

当該金額は、役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

## (2) 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額 (税抜)
経常的収益	24,525
営業収益	24,064
医業収益	18,120
介護老人保健施設収益	365
看護師養成所収益	20
運営費負担金収益	5,237
資産見返負債戻入	102
その他営業収益	220
営業外収益	461
運営費負担金収益	273
その他営業外収益	188
経常的費用	24,458
営業費用	23,381
医業費用	22,403
給与費	12,866
材料費	4,079
経費等	3,407
減価償却費	1,969
研究研修費	82
介護老人保健施設費用	440
看護師養成所費用	166
一般管理費	372
営業外費用	1,077
予備費	0
経常利益	67
臨時利益	0
臨時損失	0
純利益	67

注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

## (3) 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額 (税込)
資金収入	25,826
業務活動による収入	24,487
診療業務による収入	18,162
介護老人保健施設業務による収入	365
看護師養成所業務による収入	20
運営費負担金による収入	5,510
その他の業務活動による収入	430
投資活動による収入	17
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	17
財務活動による収入	2,424
長期借入れによる収入	2,424
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	△ 1,101
資金支出	25,826
業務活動による支出	22,653
給与費支出	13,725
材料費支出	4,521
その他の業務活動による支出	4,408
投資活動による支出	2,449
有形固定資産の取得による支出	2,440
その他の投資活動による支出	8
財務活動による支出	2,910
長期借入金の返済による支出	1,448
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,463
その他の財務活動による支出	0
翌事業年度への繰越金	△ 2,186

注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

## 2 経営基盤の強化

### (1) 収益の確保

様々な診療報酬加算や施設基準の取得のほかDPC係数向上の検討等、診療報酬改定に的確かつ迅速に対応し、収益を確保する。

診療報酬請求漏れの防止、未収金の発生防止及び早期回収を行う。

#### 【令和2年度に推進する事項】

- ・収益に関する数値目標による管理（駒ヶ根）
- ・全国小児病院研究会の情報交換によるDPC請求における精度の向上（こども）

#### 【延患者数】

（単位：人）

病院名	平成30年度実績		令和2年度目標	
	入院	外来	入院	外来
信州医療センター	90,876	120,801	90,432	117,462
こころの医療センター駒ヶ根	37,515	40,051	38,228	37,510
阿南病院	19,272	47,667	15,980	48,080
木曽病院	48,709	127,418	47,473	124,233
こども病院	55,723	64,946	54,573	69,638

#### 【1人1日当たり診療単価】

（税抜、単位：円）

病院名	平成30年度実績		令和2年度目標	
	入院	外来	入院	外来
信州医療センター	41,785	13,042	42,964	17,300
こころの医療センター駒ヶ根	27,093	6,747	27,260	6,750
阿南病院	28,373	6,910	31,613	8,125
木曽病院	35,594	10,601	35,272	11,500
こども病院	96,687	12,735	101,000	13,230

#### 【平均在院日数】

（単位：日）

病院名	平成30年度実績	令和2年度目標
信州医療センター	14.8	14.8
こころの医療センター駒ヶ根	69.3	71.7
阿南病院	20.4	20.9
木曽病院	16.5	16.5
こども病院	14.3	14.1

**【病床利用率】**

(単位：%)

病院名	平成 30 年度実績	令和 2 年度目標
信州医療センター	81.2	82.0
こころの医療センター駒ヶ根	78.5	80.0
阿南病院	60.4	70.0
木曽病院	78.1	74.0
こども病院	78.0	76.8

(注1) 信州医療センターは、運用病床（平成 30 年 12 月から 215 床）での利用率

※地域包括ケア病床（平成 31 年 1 月から 49 床）、結核病床（24 床）及び  
感染症病床（4 床）は除く

(注2) こころの医療センター駒ヶ根は、許可病床 129 床での利用率

(注3) 阿南病院は、運用病床（平成 25 年 6 月から新病棟 85 床、平成 31 年 1 月から 77  
床、令和 2 年 4 月から 70 床）での利用率(注4) 木曽病院は、運用病床（令和 2 年 3 月から 151 床（介護医療院への転換分  
を含む））での利用率

(注5) こども病院は、運用病床（平成 25 年 10 月から 180 床）での利用率

**(2) 費用の抑制**

診療材料や医薬品等の適切な管理により、コスト削減に努めるとともに、経営状況の分析  
を随時行い、費用対効果を意識した業務改善に積極的に取り組む。

**【令和 2 年度に推進する事項】**

- ・ベンチマークシステムを活用した医療器械・診療材料・医薬品の費用削減（信州）

**【医療材料費／医業収益比率】**

(税抜、単位：%)

病院名	平成 30 年度実績	令和 2 年度目標
信州医療センター	24.3	25.6
こころの医療センター駒ヶ根	5.7	6.1
阿南病院	15.5	16.3
木曽病院	22.4	22.4
こども病院	21.3	20.9

**【ジェネリック医薬品使用割合（院内）】**

(単位：%)

病院名	平成 30 年度実績	令和 2 年度目標
信州医療センター	90.0	90.0
こころの医療センター駒ヶ根	84.1	85.0
阿南病院	86.2	88.0
木曽病院	82.4	85.0
こども病院	86.5	85.0

#### 第4 短期借入金の限度額

##### 1 限度額

2,000 百万円

##### 2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

#### 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

#### 第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

#### 第7 その他業務運営に関する事項

##### 1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

各種研修会等の開催により、法人内のコンプライアンス（法令等を遵守するとともに社会規範を尊重して行動すること）の強化を図るとともに、内部統制委員会及びリスク管理委員会の活動を通じて内部統制等の評価・検証を行い適切な業務運営を行う。

長野県個人情報保護条例や長野県情報公開条例等に基づき、保有する個人情報の適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、定期的な研修会等により、職員の理解を深める。

##### 2 施設整備及び医療機器に関する事項

地域の医療需要や費用対効果等を総合的に勘案し、中長期的な視野に立って、施設及び医療機器の整備を計画的に実施する。

相当の年数が経過した施設については、長寿命化を図るために必要な大規模改修を、県と連携して進める。

#### 【施設及び設備の整備に関する計画】

施設・設備の内容	予定額	財源
施設及び医療機器等整備	総額 2,424 百万円	長野県長期借入金等

施設等の整備に当たっては、県の気候非常事態宣言を踏まえ、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の削減に取り組む。